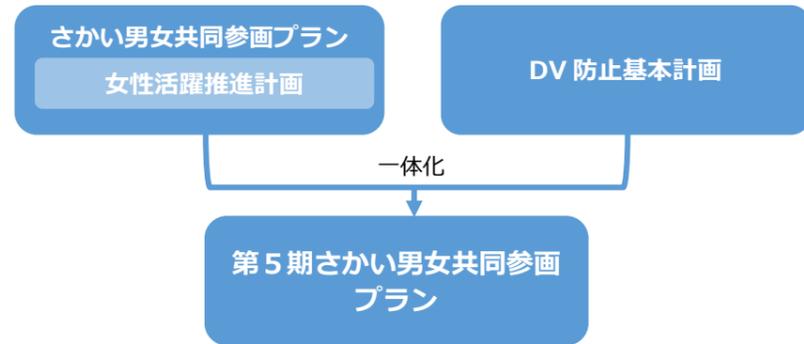


第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の経緯 ～男女共同参画社会の実現に向けて～



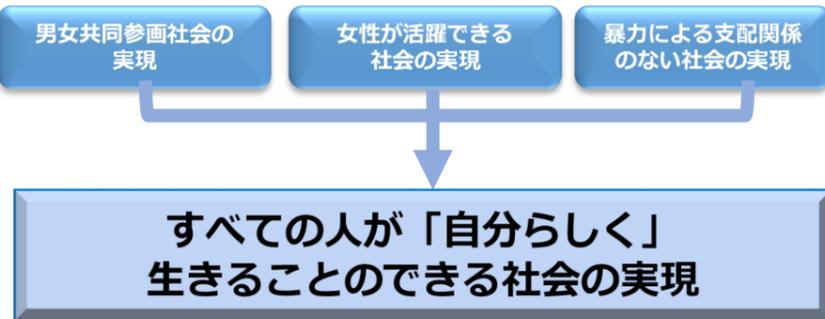
- ・ DV が発生する原因の一つにジェンダーに基づく問題があり、男女共同参画社会の実現にとっても最大の課題となっている。
- ・ 一体的に課題把握や事業評価を行うことで、より効果的で迅速な施策展開につなげるため、さかい男女共同参画プランと DV 防止基本計画を一体化させる。

2. 計画の基本的な考え方

【目的】

これまでの固定化された性別の役割にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、すべての分野に対等なパートナーとして参画できる男女共同参画社会の実現を目的とする。

【めざすべき社会】



【計画の位置づけ】

■ 根拠法

- ・ 「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」第 10 条に定める基本計画
- ・ 「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に定める市町村男女共同参画計画
- ・ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条第 2 項に定める市町村推進計画
- ・ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に定める配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画

■ 上位計画

- ・ 堺市基本計画 2025
- ・ 堺市 SDGs 未来都市計画

【計画期間】

2022 年度（令和 4 年度）～2026 年度（令和 8 年度）

3. 計画策定の背景

【男女共同参画・女性活躍を取り巻く状況】

■ 国際社会の動向

- ・ SDGs の策定 ・ 新型コロナウイルス感染拡大による女性の対応強化

■ 国の動向

- ・ 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の策定（令和 2 年 5 月策定）
- ・ 「性犯罪・性暴力被害対策の強化の方針」の策定（令和 2 年 6 月策定）
- ・ 「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会～」の策定（令和 2 年 12 月策定）

■ 堺市の取組

- ・ セーフシティさかいの推進 ・ 女性活躍推進チームの設置

【堺市の現状と課題】

■ 堺市の現状

- ・ 人口減少と高齢化の進行 ・ 単独世帯・ひとり親世帯の増加
- ・ 働く女性の増加 ・ 非正規雇用に占める男女格差
- ・ 今なお残る性別役割分担意識 ・ 女性の家事・育児・介護の偏重
- ・ 男性を上回る女性の暴力被害経験 ・ DV 被害による心身への影響の深刻化

■ 課題

- ・ 男女が対等に活躍できる環境の整備 ・ 性別による役割分担意識の解消
- ・ 安心した暮らしに向けた対応 ・ DV 等の暴力根絶に向けた対応

第3章 施策の基本方針

基本方針 1 女性の参画拡大と活躍の推進

《女性活躍推進計画》

【施策の基本的方向性】

- (1) 意思決定過程への女性の参画促進
- (2) 女性の活躍を支える環境の整備
- (3) 女性の就業機会の拡大
- (4) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (5) 育児・子育て・介護支援の充実

【指標（KPI・モニタリング指標）】

- ・ 市の審議会等委員の女性比率
- ・ （新）女性委員比率が 40%以上の審議会の数の割合
- ・ 市の管理職の女性比率（※教職員を除く）
- ・ 市の教職員管理職の女性比率
- ・ 女性の就業率
- ・ 市の男性職員育児休業取得率

基本方針 2 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

【施策の基本的方向性】

- (1) 子どもの頃からのジェンダー平等教育の推進
- (2) 男性の意識改革の推進
- (3) 広報・啓発による理解の促進

【指標（KPI・モニタリング指標）】

- ・ （再掲）市の男性職員育児休業取得率
- ・ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する人の割合
- ・ 「堺市は年齢や性別、国籍にかかわらず、能力を十分に発揮できる環境が整っている」と答えた人の割合

基本方針 3 すべての人にとっての安心な暮らしの実現

【施策の基本的方向性】

- (1) 生涯にわたる健康支援
- (2) 女性や子ども、高齢者等が自立と安定した生活を送るための支援
- (3) 男性にとっての男女共同参画
- (4) 年齢や性別、障害の有無、国籍、文化等の違いなど多様性の尊重と理解の促進・支援
- (5) 地域活動における男女共同参画の推進

【指標（KPI・モニタリング指標）】

- ・ 子宮がん検診・乳がん検診の受診率
- ・ （新）自殺死亡率（人口 10 万人あたりの自殺者数）
- ・ （新）「防災訓練や講演会など地域での防災活動」に参加したことがある女性の割合
- ・ 堺市パートナーシップ宣誓制度 申請件数

基本方針 4 暴力の根絶と被害者支援

《（1）～（4）は DV 防止基本計画》

【施策の基本的方向性】

- (1) 暴力を許さない意識の醸成
- (2) 相談体制の整備及び連携体制の構築
- (3) 被害者の安全確保の徹底
- (4) 被害者の自立支援と生活支援
- (5) 子どもへの虐待防止
- (6) セクシュアルハラスメントの防止
- (7) 性暴力対策の推進（セーフシティさかいの推進）

【指標（KPI・モニタリング指標）】

- ・ 夫婦間や交際関係における「何を言っても長時間無視し続ける」、「交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する」を暴力として認識する市民の割合
- ・ DV 被害者が「どこ（だれ）にも相談しなかった」とする市民の割合
- ・ （新）配偶者や交際相手からの暴力について相談できる窓口を知っている人の割合
- ・ （新）性犯罪（強制性交等、強制わいせつ）認知件数
- ・ 堺市における DV 相談件数
- ・ （新）セーフシティさかいに関する指標

計画の基本的な考え方・基本姿勢

1. SDGs（持続可能な開発目標）の視点をふまえた取組の推進
2. 新たな生活様式に対応した取組の推進

第2章 旧プラン・計画の取組の成果と課題

1. 第4期さかい男女共同参画プラン（改定）における成果と課題

■ 基本課題 1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

- ・ 重点項目の一つである「市の男性職員育児休業取得率」は目標を達成した
- ・ 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度に大きな向上は見られず、男性の家事・育児時間も短い現状があり、意識改革や働き方の見直し等の取組を推進していく必要がある。

■ 基本課題 2 すべての人が安心して暮らせる環境の整備

- ・ 子宮がん検診・乳がん検診の受診率は向上していたが、新型コロナウイルスの影響で令和 2 年度は低下し、今後も様々な健康支援の実施や啓発等、すべての人が安心して暮らせる取組を進める必要がある。

■ 基本課題 3 子ども、男性、高齢者等にとっての男女共同参画の推進

- ・ 男女への期待格差は解消傾向にあるが、自分らしく生きられることのできる社会に向けた取組が必要。

■ 基本課題 4 地域における男女共同参画の推進

- ・ 「男女共同参画交流の広場」の認知度、NPO やボランティア等の活動への参加状況・参加意向は策定時より減少しており、地域活動に関する情報発信や参画促進に向けた取組を強化する必要がある。

■ 基本課題 5 男女共同参画による都市魅力の創出

- ・ 重点項目の一つである「市の審議会等委員の女性比率」や「市職員、市教職員の管理職の女性比率」は目標を達成したが、引き続きさらなる女性の登用促進を進める必要がある。

2. DV 防止基本計画における成果と課題

- ・ 4 つの数値目標について、目標未達成だが各数値は上昇しており、啓発活動等の取組の効果が見られる。
- ・ 引き続き DV に対する正しい知識と理解の周知・啓発の強化、相談窓口のさらなる周知が必要。

計画の推進

【管理手法】

- ・ PDCA サイクルによる適切な進捗管理
- ・ 男女共同参画に関する調査・研究

【推進体制】

- ・ 女性活躍推進チームとの連携
- ・ 庁内関係部局との連携
- ・ 堺市男女平等推進審議会
- ・ 市民や関係団体、関係機関、事業者との連携